

杉並区告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第40条の2第2項に基づき告示する。

令和8年6月1日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 指定公金事務取扱者

株式会社 TRUST

代表取締役社長 石田 広宣

埼玉県新座市東北2-34-2 ルネグランステージ志木Ⅱ405

2 公金事務の内容

杉並区移動支援事業の手数料の徴収事務

3 指定日

令和8年6月1日

4 委託開始日

令和8年6月1日

杉並区告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第40条の2第2項に基づき告示する。

令和8年6月1日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 指定公金事務取扱者

合同会社 けあさぼ

代表社員 田中 正文

東京都練馬区大泉学園町1-28-8 グリーンハイツ302

2 公金事務の内容

杉並区移動支援事業の手数料の徴収事務

3 指定日

令和8年6月1日

4 委託開始日

令和8年6月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第40条の2第2項に基づき告示する。

令和8年6月1日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 指定公金事務取扱者
一般社団法人一步
代表理事 中村 亮介
東京都杉並区堀ノ内3-2-13 妙光堂ビル2階
- 2 公金事務の内容
杉並区移動支援事業の手数料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年6月1日
- 4 委託開始日
令和8年6月1日